

保育所等の保育料について(保育所・認定こども園・小規模保育等)

「保育料はだれが決めるの？」

柏原市に在住する児童の通常保育料は柏原市が決定します。(柏原市以外にある施設を利用する場合も含む)

「保育料はどこに・いつ支払うの？」

基本的には施設が保育料を徴収します。柏原市内の公立施設及び私立保育所については柏原市が徴収します。

柏原市が徴収する通常保育料については、口座振替(自動払込)によるご納付をお願いします。

納期限は毎月末日(12月のみ26日)になります。末日が土・日・祝日の場合はその翌日となります。

※保育料を滞納すると、自宅や勤務先への電話、給与等の差押え等を受けることになります。期限内納付にご協力をお願いします。

家計の主宰者の認定方法

「扶養義務者等と同居している場合」

父母それぞれの収入額がともに103万円未満の場合は、同居(住民基本台帳上の形式上ではなく、あくまで生活実態に基づく)している者のうち、最多収入・最多税額の者を家計の主宰者とします。

「上記以外の場合」

父母を家計の主宰者とします。

保育料の算定方法

保育を受ける月が4月～8月は前年度、9月～翌年3月までは当年度の市町村民税額を下表に当てはめ、1月あたりの保育料を算定します。

なお、市町村民税所得割額は、住宅ローン控除などの税額控除をする前の額のことです。

※未申告等で所得不明の場合は、最高額で決定をします。

※住民税の賦課期日以降に柏原市に転入された方や、単身赴任等で柏原市にお住まいでない方は課税証明書などを提出してください。

柏原市保育所等保育料徴収基準額表(平成28年4月現在)

※この表の金額はクラス年齢ごと(4月1日現在の年齢)の1月あたりの保育料です。

階層	定義	3歳未満		3歳		4歳以上		備考	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	(1) 母子(父子)世帯等(同居者がいる場合を除く) (2) 在宅障がい児(者)のいる世帯 (3) 申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる場合 また、第2子以降は無料となります。	
2	市町村民税非課税世帯	900	900	600	600	600	600		
2A	市町村民税非課税世帯(軽減措置)	0	0	0	0	0	0		
3	市町村民税所得割非課税世帯	8,000	7,900	5,400	5,300	5,400	5,300		
3A	市町村民税所得割非課税世帯(軽減措置)	0	0	0	0	0	0		
4	市町村民税所得割額	48,600円未満	11,100	10,900	8,500	8,400	8,500		8,400
4A		48,600円未満(軽減措置)	5,550	5,450	4,250	4,200	4,250		4,200
5		63,000円未満	15,000	14,700	12,400	12,200	12,400		12,200
5A		63,000円未満(軽減措置)	7,500	7,350	6,200	6,100	6,200		6,100
6		80,100円未満	22,000	21,600	21,500	21,100	21,500		21,100
6A		77,101円未満(軽減措置)	15,000	14,800	13,500	13,300	13,500		13,300
7		120,000円未満	25,900	25,500	23,300	22,900	23,200		22,800
8		151,000円未満	36,000	35,400	27,600	27,100	23,200		22,800
9		180,000円未満	44,500	43,800	27,600	27,100	23,200		22,800
10		220,000円未満	49,100	48,300	27,600	27,100	23,200		22,800
11		250,000円未満	56,800	55,900	27,600	27,100	24,000	23,600	
12		280,000円未満	58,000	57,000	28,600	28,100	24,600	24,200	
13		301,000円未満	59,000	58,000	29,600	29,100	26,000	25,600	
14		397,000円未満	60,000	59,000	29,600	29,100	26,000	25,600	
15		397,000円以上	62,000	61,000	30,000	29,500	27,000	26,500	
多子軽減	同一世帯に保育所・幼稚園・認定こども園などの施設に在籍する就学前児童が2人以上いる場合、第1子：全額 第2子：半額 第3子以降：無料となります。 ただし、市町村民税所得割額57,700円未満の世帯については年齢・施設に在籍の有無に関わらず最年長者から順に第1子、第2子、第3子…とカウントします。								

※ 保育料は、見直しのため改定する場合がありますのでご了承ください。

保育料の計算例

例にある市民税所得割額はあくまで収入に対する目安です。

例1 標準時間認定の場合

続柄	収入	市民税均等割額	市民税所得割額
父	4,000,000円	3,500円	95,000円
母	600,000円	0円	0円
祖父	5,000,000円	3,500円	150,000円
子1		5歳	
子2		3歳	
子3		0歳	

父母いずれかの収入額が103万円を超えているため、父母の税額により算定する。

95,000円(父)+0円(母)
= 95,000円 ⇒ 第7階層
保育料：子1(5歳児)… 23,200円
子2(3歳児)… 11,650円(半額)
子3(0歳児)… 0円(無料)

例2 短時間認定の場合

続柄	収入	市民税均等割額	市民税所得割額
父	900,000円	0円	0円
母	600,000円	0円	0円
祖父	6,000,000円	3,500円	225,000円
子1		5歳	
子2		1歳	

父母ともに収入額が103万円に満たないため、祖父を含めて算定する。

225,000円(祖父)+0円(父)+0円(母)
= 225,000円 ⇒ 第11階層
保育料：子1(5歳児)… 23,600円
子2(1歳児)… 27,950円(半額)

例3 標準時間認定の場合

	収入	市民税均等割額	市民税所得割額
母	2,000,000円	3,500円	40,000円
祖父	5,000,000円	3,500円	150,000円
子1		6歳 (小学1年生)	
子2		1歳	

母の収入額が103万円を超えるため、母のみで算定する。

40,000円(母)
= 40,000円 ⇒ 第4A階層
保育料：子2(1歳児)… 0円

例4 短時間認定の場合

続柄	収入	市民税均等割額	市民税所得割額
母	600,000円	0円	0円
祖父	5,000,000円	3,500円	150,000円
子1		6歳 (小学1年生)	
子2		1歳	

母の収入額が103万円に満たないため、祖父を含めて算定する。

150,000円(祖父)+0円(母)
= 150,000円 ⇒ 第8階層
保育料：子2(1歳児)… 35,400円

柏原市では、保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者の負担軽減を図っていますが、安全で充実した保育を実施していくためには、保護者から納付していただく保育料が重要な財源となります。期限内の納付にご協力をお願いします。

保育所等の延長保育料について

認定を受けた保育時間以外に保育を受ける場合に必要となる延長保育料は各施設で料金を設定し、各施設で徴収します。

詳細は各施設にお問い合わせください。

公立施設における延長保育の利用時間イメージ及び料金は以下のとおりです。

	7:30	9:00	17:00	18:30	19:00
標準時間認定	要申請	原則的な利用時間	要申請	1回あたり 200円	
短時間認定	1回あたり 500円	原則的な利用時間	1回あたり 500円	1回あたり 200円	

1回あたり200円延長保育料は通常の保育料と同様に、第2子…半額、第3子…無料となります。
なお、18:30～19:00の1月あたりの上限額は3,000円です。(第2子…半額、第3子…無料)

幼稚園等の保育料について（幼稚園・認定こども園）

「保育料はだれが決めるの？」

柏原市に在住する子どもの保育料は柏原市が決定します。（柏原市以外にある施設を利用する場合も含む）
ただし、新制度に移行しない私立幼稚園については今までどおり各園で料金を設定します。

「保育料はどこに・いつ支払うの？」

基本的には施設が保育料を徴収しますが、柏原市内の公立施設については柏原市が徴収します。

柏原市が徴収する保育料については、口座振替（自動払込）によるご納付をお願いします。

納期限は毎月末日（12月のみ26日）になります。末日が土・日・祝日の場合はその翌日となります。

「保育料はどうやって計算するの？」

保育料はその世帯の負担能力に応じてご負担いただくことになっており、父母（家計の主宰者が別にいる場合はその者を含む）の市町村民税額の合計により決定します。詳しくは以下「保育料の算定方法」をご確認ください。

家計の主宰者の認定方法

「扶養義務者等と同居している場合」

父母それぞれの収入額がともに103万円未満の場合は、同居（住民基本台帳上の形式上ではなく、あくまで生活実態に基づく）している者のうち、**最多収入・最多税額の者**を家計の主宰者とします。

「上記以外の場合」

父母を家計の主宰者とします。

保育料の算定方法

保育を受ける月が**4月～8月は前年度、9月～翌年3月までは当年度の市町村民税額**を下表に当てはめ、**1月あたりの保育料を算定**します。

なお、市町村民税所得割額は、住宅ローン控除などの税額控除をする前の額のことです。

※未申告等で所得不明の場合は、最高額で決定をします。□

※住民税の賦課期日以降に柏原市に転入された方や、単身赴任等で柏原市にお住まいでない方は課税証明書を提出してください。

柏原市幼稚園等保育料徴収基準額表（平成28年4月現在）

※この表の金額は1月あたりの保育料であり、施設の長期休業の間も同額の保育料がかかります。

階層	定義	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考	
1	生活保護世帯等	0	0	0	(1) 母子(父子)世帯等(同居者がいる場合を除く) (2) 在宅障がい児(者)のいる世帯 (3) 申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる場合 また、第2子以降は無料となります。	
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0		
3	市町村民税所得割非課税世帯	3,000	3,000	3,000		
3A	市町村民税所得割非課税世帯(軽減措置)	0	0	0		
4	市町村民税所得割額	50,001 円未満	7,500	7,500		7,500
4A		50,001 円未満 (軽減措置)	7,500	7,500		7,500
5		77,101 円未満	8,600	8,750		9,500
5A		77,101 円未満 (軽減措置)	7,550	7,550		7,550
6		140,001 円未満	9,700	10,000	12,500	
7		211,201 円未満	10,800	14,400	18,000	
8		211,201 円以上	12,600	16,800	21,000	
多子軽減		同一世帯に小学校3年生までの児童(就学前児童については幼稚園・保育所・認定こども園等の施設に在籍している場合に限る)が2人以上いる場合、第1子：全額 第2子：半額 第3子以降：無料 となります。 ただし、市町村民税所得割額77,701円未満の世帯については年齢・施設在籍の有無に関わらず最年長者から順に第1子、第2子、第3子…とカウントします。				

※ 平成27年度中までに入園した児童に対する保育料は卒園又は退園するまで同じ料金を適用します。

※ 保育料は、見直しのため改定する場合がありますのでご了承ください。

※ 公立幼稚園では、平成27年度からの入園料は上表の保育料に含んでいます。

保育料の計算例

※ H28年度の保育料

例にある市民税所得割額はあくまで収入に対する目安です。

例1

続柄	収入	市民税均等割額	市民税所得割額
父	4,000,000円	3,500円	95,000円
母	600,000円	0円	0円
祖父	5,000,000円	3,500円	150,000円
子1	8歳 (小学校3年生)		
子2	6歳 (小学校1年生)		
子3	4歳		

父母いずれかの収入額が103万円を超えているため、父母の税額により算定する。

95,000円(父)+0円(母)
= 95,000円 ⇒ 第6階層
保育料：子3(4歳児)… 0円 (無料)

例2

続柄	収入	市民税均等割額	市民税所得割額
父	900,000円	0円	0円
母	600,000円	0円	0円
祖父	6,000,000円	3,500円	225,000円
子1	5歳		
子2	1歳		

父母ともに収入額が103万円に満たないため、祖父を含めて算定する。

225,000円(祖父)+0円(父)+0円(母)
= 225,000円 ⇒ 第8階層
保育料：子1(5歳児)… 12,600円

例3

続柄	収入	市民税均等割額	市民税所得割額
母	2,000,000円	3,500円	40,000円
祖父	5,000,000円	3,500円	150,000円
子1	6歳 (小学1年生)		
子2	4歳		

母の収入額が103万円を超えるため、母のみで算定する。

40,000円(母)
= 40,000円 ⇒ 第4A階層
保育料：子2(4歳児)… 0円

例4

続柄	収入	市民税均等割額	市民税所得割額
母	600,000円	0円	0円
祖父	5,000,000円	3,500円	150,000円
子1	6歳 (小学1年生)		
子2	4歳		

母の収入額が103万円に満たないため、祖父を含めて算定する。

150,000円(祖父)+0円(母)
= 150,000円 ⇒ 第7階層
保育料：子2(4歳児)… 5,400円(半額)

柏原市では、保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者の負担軽減を図っていますが、安全で充実した保育を実施していくためには、保護者から納付していただく保育料が重要な財源となります。期限内の納付にご協力をお願いします。

幼稚園等の預かり保育料について

在園する幼稚園において、昼間も引き続き保育を受ける場合に必要となる預かり保育料は各施設で料金を設定し、各施設で徴収します。

公立幼稚園における利用時間及び料金は以下のとおりです。

施設名	利用時間	預かり保育料
堅上幼稚園	月～金 (祝日除く) 教育時間終了後から17時まで 長期休業中は9時～17時	柏原市幼稚園等保育料徴収基準額表の認定階層が 第1階層・第2階層の児童…1月あたり1,000円 (8月は2,000円) 第3階層…1月あたり3,000円 (8月は6,000円) 上記以外 …1月あたり5,000円 (8月は10,000円)
堅下北幼稚園	月～金 (祝日除く) 教育時間終了後から17時まで 長期休業中は9時～17時	1日あたり500円 長期休業中は1日あたり900円
上記以外	火・木・金 (祝日除く) 教育時間終了後から16時まで 長期休業中の実施はなし	1日あたり400円

※ 実施日や利用時間は幼稚園によってことなりますので、詳細な利用可能日などは在園されている各施設にお問い合わせください。